

意見（パブリックコメント）募集について

～占冠村住民投票条例（案）への意見を募集します～

日頃より村政推進につきまして、ご理解とご協力をいただいておりますことにお礼を申し上げます。

さて、占冠村では、協働による村づくりを実現するため、平成28年6月より「占冠村むらびと条例（以下、むらびと条例）」が施行されております。むらびと条例第13条（住民投票）では、村政の重要な事項について、直接村民の意思を確認するため、住民投票を実施できることが規定されています。住民投票条例の策定にあたり、本年10月より検討委員会を開催し、この度、条例案がまとまりました。

むらびと条例第31条（意見公募）に基づき、占冠村住民投票条例（案）について、住民の皆様のご意見を募集します。

<募集期間>

平成28年12月30日（金）から平成29年1月23日（月）まで

<資料・意見書の設置場所>

総合センター1階企画商工課、トナム支所、占冠村コミュニティプラザ図書室、トナムコミュニティセンター図書室、占冠村ホームページ

<意見の提出方法>

次のいずれかの方法で提出してください。

- 1 持参：企画商工課企画担当
受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日を除く）
- 2 郵送：〒079-2201 勇払郡占冠村字中央 企画商工課 企画担当宛
- 3 ファックス：0167-56-2184
- 4 インターネット：<https://www.harp.lg.jp/LMegq7sF>

*上記以外の方法で寄せられた意見等（口頭、匿名、電話等）は、原則として受付できませんのでご注意ください。

<意見の提出様式>

提出方法1～3の場合は意見記入用紙へ、提出方法4の場合は入力フォームに必要な事項を明記の上、ご提出ください。

<意見の取り扱い>

お寄せいただいたご意見は、整理・分類した上で個人を特定できる部分を除き、ご意見に対する村の考え方とともに後日公表します。

<結果公表の予定時期>

平成29年3月頃

<その他>

- お電話、口頭でのご意見は受け付けておりません。
- 意見の募集は、単なる賛成や反対のご意見をお聞きするものではなく、どの点をどのようにした方がよいかなどの具体的な意見をお寄せください。
- 提出された個々のご意見について、個別の回答は行いません。

<お問い合わせ先>

占冠村企画商工課 企画担当

電話：0167-56-2124